　 年 　　月 　　日

清瀬市長　 殿

申請者 氏名

住所

電話

取　下　げ　届

清瀬市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第４条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理計画の（認定・更新・変更）  申請年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 申請に係るマンションの名称 |  |
| 申請に係るマンションの所在地 |  |
| 取下げの理由 |  |

　第　　　　　　号

年 　　月 　　日

　 様

清瀬市長

不　認　定　通　知　書

下記の申請について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の４（同法第５条の６第２項又は第５条の７第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をしないこととしたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理計画の（認定・更新・変更）  申請年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 申請に係るマンションの名称 |  |
| 申請に係るマンションの所在地 |  |
| 不認定の理由 |  |

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、清瀬市長に対して文書をもって審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して６か月以内に､清瀬市を被告として（市長が被告の代表者となります。）､処分の取消しの訴えを提起することができます（なお､この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　第　　　　　　号

年 　　月 　　日

　 様

清瀬市長

措　置　命　令　書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の９の規定に基づき、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理計画の認定コード |  |
| 管理計画の認定年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| マンションの名称 |  |
| マンションの所在地 |  |
| 命令に係る措置の内容 |  |
| 措置の期限 |  |
| 措置を命ずる理由 |  |

年 　　月 　　日

清瀬市長　 殿

申請者 氏名

住所

電話

取　り　や　め　届

管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、清瀬市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第７条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理計画の認定コード |  |
| 管理計画の認定年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| マンションの名称 |  |
| マンションの所在地 |  |
| 取りやめの理由 |  |

　　第　　　　　　号

年 　　月 　　日

　 様

清瀬市長

認　定　取　消　通　知　書

下記の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１０第１項の規定に基づき認定を取り消したので、同条第２項の規定に基づき通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理計画の認定コード |  |
| 管理計画の認定年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| マンションの名称 |  |
| マンションの所在地 |  |
| 取消の理由 |  |

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、清瀬市長に対して文書をもって審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して６か月以内に､清瀬市を被告として（市長が被告の代表者となります。）､処分の取消しの訴えを提起することができます（なお､この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。